

非自発的失業者の国保税の軽減について-----

本年4月から、倒産・解雇などによる離職や雇い止めなどによる離職をされた方が在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるよう、国保税の軽減策が講じられます。

【概要】

次の非自発的失業者の国保税については、離職の翌日からその翌年度末までの間、前年所得の給与所得を30 / 100として算定します。

- ・雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇など事業主の都合により離職した方）
- ・雇用保険の特定理由離職者（雇用期間満了などにより離職した方）

上記以外の非自発的失業者（65歳以上の方や雇用保険適用外の方など）は、一度ご相談ください。

高額療養費等の所得区分の判定についても、前年の給与所得を30 / 100として対応します。

【制度が始まる前の離職は？】

制度が始まる前1年以内（平成21年3月31日以降平成22年3月30日まで）に離職された方は、平成22年度分に限り国保税が軽減されます。（平成21年度分はこの制度の対象となりません）

あなたは、国保以外の保険制度の被扶養者に該当しませんか？ ---

国保制度の適正運営のために適用適正化対策調査を行っています。これは、国保以外の保険制度の被扶養者になれるにもかかわらず、国保のまましていると、国保税を余分に払わなければならない、損になります。これを防止するために調査をし、皆様にお知らせするものです。役場国保担当者が電話や文書などで調査をしたときには、ご協力をお願いします。

国保以外の保険制度に入っている方の収入によって生計を維持していて、～ のような関係にある人は被扶養者になれる可能性があります。（ただし、～ の方の年収が130万円未満、年金受給者は180万円未満であることなどの所得制限もあります）

父母、祖父母
などの
直系卑属

配偶者
(内縁でも可)

子、孫

弟、妹

～ 以外の
三親等の親族

内縁の
配偶者の
父母及び子

～ の人は、健康保険では、かならずしも被保険者と同じ世帯でなくても、被扶養者として認められますが、国保の退職者医療制度（前掲）では、同じ世帯であることが条件になっています。や の人は、いずれの場合も同じ世帯であることが条件になっています。加入の保険者（国保は役場、その他の保険は勤務先）にお尋ねください。